

2024年3月1日

お客さま 各位

ENEOS株式会社

託送料金改定に伴う「ENEOSでんき」料金単価の改定について

平素より「ENEOSでんき」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年4月より電気料金に含まれる託送料金(※1)を各地域の一般送配電事業者が改定することに伴い、2024年5月1日よりENEOSでんきの料金単価を改定いたします。

つきましては、下記のとおりご案内いたしますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※1)弊社を含む各小売電気事業者は、各地域で送配電網を所有する一般送配電事業者に対し、託送料金(送電線の利用料金)を支払っており、お客さまには、電気料金の一部として託送料金をご負担いただいております。

記

1. 改定内容

2024年5月1日付で「ENEOSでんき」の料金単価を改定いたします。改定内容につきましては、以下の別紙1をご確認ください。

- [別紙1:各電気料金プランにおける改定前後の電気料金単価](#)

<電気料金への影響額※2(1か月あたりの参考値:使用電力量 400 kWh)>

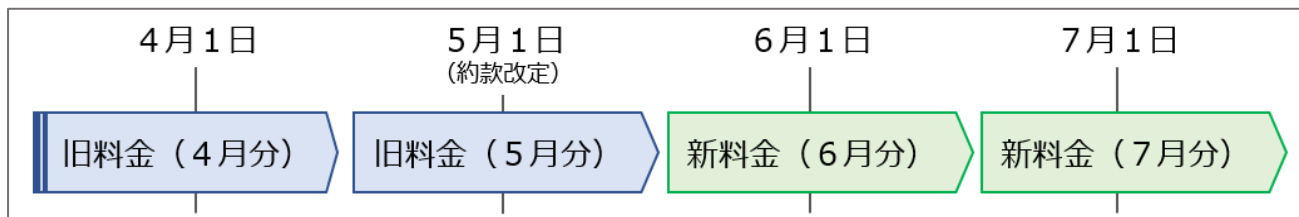
供給エリア	北海道	東北	関東※3	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
増減額	+50円	-36円	-30円	+20円	+12円	+49円	+16円	-4円	+36円

(※2)基本料金エリアはVプラン(契約電流30A)、最低料金エリアはAプランにて算出

(※3)関東エリアにおいては、使用量によっては値上がりとなる場合がございます

2. 適用時期

2024年6月分の電気料金から適用いたします。



3. その他

- 今回の料金改定に伴う電気事業法に基づく契約締結前交付書面および契約締結後交付書面については、[「ENEOSでんき」お客さまページ](#)上に掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。また、各「ENEOSでんき約款」の改定内容については、「ENEOSでんき」ホームページの[「お知らせ」](#)(2024年3月1日付)に掲載しております。なお、同日付にて、2024年4月1日に実施する社名変更に伴う約款の改定についてもお知らせを掲載しております。お間違えないようご注意ください。

- (2) 今回の料金改定に伴い解約を希望される場合のお手続きについては、「ENEOSでんき」ホームページの「[よくあるご質問](#)」をご参照ください。なお、今回の料金改定に伴う解約につきまして、使用電力量次第では電気料金が値上がりとなる以下の対象エリアのお客さまにおかれましては割引契約約款(にねんとく²割)に基づく解約手数料(税込1,100円)を請求いたしません。

<対象エリア>北海道、関東、中部、北陸、関西、中国および九州エリア

4. 本件に関するお問い合わせ先

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

本件に関するよくあるご質問・チャットでのお問い合わせは[こちら](#)

電話番号:0120-00-8704(本件に関する専用ダイヤル)

受付時間:9:00~17:00(土日祝除く)

今後とも「ENEOSでんき」をご愛顧いただきますよう、お願い申し上げます。

以上